

平成 2 9 年度

第 9 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

平成30年1月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成29年度第9回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第8号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	8件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	32件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更について	15件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	3件
報告第7号	賃借料情報の提供について	1件

<出席委員> (16名)

1 番	石 井 一 也	2 番	市 原 律 子
3 番	横 山 清 亮	4 番	小 川 友 安
5 番	清 宮 惠理子	6 番	齊 藤 憲 次
7 番	浅 川 政 明	8 番	長谷川 秀 明
9 番	高 橋 芳 和	10 番	竹 下 洋 一
11 番	秋 庭 重 樹	12 番	中 村 浩 道
13 番	西 郡 高 夫	14 番	伊 原 茂 久 (職務代理者)
16 番	長谷部 衡 平 (会 長)	17 番	橋 本 泉

<欠席委員> (1名)

15 番 齊 藤 元 治

<事務局説明員>

事務局長	加 瀬 秀 行	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	橘 蘭 俊 朗	農地指導班長	今 井 正 隆
農地利用最適化推進班長	福 島 悟	農地審査班長	江 上 章 子

議長
(長谷部 衡平 会長)

開 会 (午前 11 時 予定)

ただ今より、平成 29 年度第 9 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。

はじめに、日程第 1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。議席番号 14 番 伊原 茂久 委員、17 番 橋本 泉のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事前審査第 2 班班長、説明をお願いします。

事前審査第 2 班班長
(竹下洋一 委員)

ご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。はじめに第 1 項です。本項は第 2 項との一体案件ですので、一括してご説明します。

なお、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料 1 ページ及び 2 ページの 1-1・2 をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、権利者であります緑区おゆみ野 2 丁目に在住の方が、義務者であります緑区平川町に在住の方が所有する同区同町の農地を、第 2 項は義務者であります緑区平川町に在住の方が所有する同区同町の農地を新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、権利者は勤務先の会社を、本年 3 月に退職後、新規に就農したいとのことです。権利者は農家の生まれであり、かつ、義務者から助言・協力を受けつつ農業を経営するとのことです。また、生産物の処理方法としましては、権利者が JR 鎌取駅前のスーパー前広場において住民とともに主催する「ふれあい市」というイベントでの販売及び下田町の直売所での販売を予定しており、将来は「しょいかーご」での販売をめざすとのことです。

申請地の権利設定後の作目は、じゃがいも、さつまいも、

議 長
(長谷部衡平会長)

事 務 局

さといも、落花生などを予定しております。

第1項から第2項の説明は以上です。

次に第3項です。本項は第4項との一体案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料3ページの1-3・4をご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります東京都世田谷区に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、第4項は義務者であります稲毛区園生町に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、ねぎを予定しております。

次に第5項です。

お手元の資料4ページの1-5をご参照ください。

本案件は、権利者であります神奈川県大和市に在住の方が、義務者であります若葉区更科町に在住の方が所有する若葉区御殿町の農地を、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

事前審査会での主な質疑についてご報告します。

第5項ですが、本案件の権利者は申請土地より遠隔に住まいがあるが、農地の管理は問題ないのか、というご質問をいただきました。

権利者は若葉区御殿町内で養魚場を営んでおり、申請地の隣接地に居住する従業員の協力を得て管理を行うこととなっております。

補足説明は以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

—— 質問・意見等無し ——

議 長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手全員 ——

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

議 長
(長谷部衡平会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班班長
(竹下洋一委員)

ご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。
お手元の資料5ページの議案第2号をご参照ください。
本案件は、農業用資材置場用地とするものです。
申請地は、千葉西税務署から東に約350mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

—— 質問・意見等無し ——

議 長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手全員 ——

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議 長
(長谷部衡平会長)

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。
それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班班長
(竹下洋一委員)

ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。
第1項です。
資料6ページから8ページの位置図、公図及び土地利用計画図を御覧ください。
本件は、緑区平川町に在住の方が、平成30年2月9日までの許可を受け、同町の畑1筆において設置面積870.81平方メートル、農地接地面積0.22平方メートル、出力51.06キロワットの営農型太陽光発電設備を設置しているものを、平成33年2月9日までの3年間延長して使用したい、というものです。
今後の営農計画としては、新規にキウイフルーツの栽培を実施予定とのことです。
なお、昨年度の「営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況報告書によると、ニンジンを作付し単収で10アール当たり3,380キログラムと、地域の平均的な単収の91パーセントの収穫を得ています。
事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場	———— 質問・意見等無し ————
議 長 (長谷部衡平会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	———— 挙手全員 ————
議 長 (長谷部衡平会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班班長 (竹下洋一委員)	ご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。 なお、第1項から第2項及び第9項から第10項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 はじめに、第1項です。 お手元の資料9から11ページの4-1をご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。 申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南東に、約450メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、一部は第2種農地と判断し、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。 現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。 被害防除は、排水関係については、汚水は污水管に接続します。 雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第2項です。お手元の資料12から14ページの4-2をご参照ください。位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水は自然浸透で処理します。また、周囲にフェンスを設置します。

次に、第3項です。お手元の資料15ページの4-3をご参照ください。

本案件は、長屋住宅用地とするため、贈与により取得するものです。

申請土地は、J R都賀駅から南に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて抑制後、道路側溝に接続します。

また、擁壁・ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。お手元の資料16ページの4-4をご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、京成ちはら台駅から北東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて抑制後、道路側溝に接続いたします。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。お手元の資料17ページの4-5をご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、ＪＲ菅田駅から東に約１キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第２種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて抑制後、道路側溝に接続します。

また、ブロック及びフェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第７項です。お手元の資料１９ページの４－７をご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東へ約１.５キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第２種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係については、雨水は自然浸透とします。また、コンクリート擁壁を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第８項です。お手元の資料２０ページの４－８をご参照ください。

本案件は、貸駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約２キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第２種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水については雨水は自然浸透で処理します。また、ブロック・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第９項です。本項は第１０項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の議案書・別冊をご参照ください。

別冊は次ページ以降に位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得

するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北東に約 1 キロメートル、千城台北駅から北西に約 1 キロメートルに位置する農地です

農地区分は、第 9 項が市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地、第 10 項が市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、排水関係については、汚水は污水管に接続します。

雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

事前審査第 2 班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第 2 班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉 委員

議案第 4 号第 1 項、資料編の 9 ページの小倉町案件ですが、位置図によると市街化区域の中に見えますが、実際には調整区域です。今後、可能であれば市街化区域の範囲を示して、市街化区域に近接しているから、市街化が見込まれる、というようにご説明いただきたい。

もう一点、「污水管に接続する」、という説明がございしますが、市街化区域には污水管が整備されており、調整区域には污水管は無いのかと思いますが、この案件は、市街化区域に近接しているため污水管がある、という意味なのでしょうか。農地法とは関係ない話かもしれませんが、わかれば教えてください。

事 務 局

市街化区域・調整区域の線引きについてですが、全てのケースに記載することが望ましいことかについては、検討させていただきたいのですが、記載することが適当なものにつきましては、できるだけわかりやすく表示していきたいと思えます。

秋庭 重樹委員

橋本委員や次長からもお話がありましたが、なにかわかりやすいものがあれば、我々農業委員が知識を得ていくのではないかと思いますのでそのような方向でお願いしたい。

事務局

污水管についてですが、たとえば議案第4号第1項であれば申請地北側の市街化区域側に向けて污水管に接続するような計画でございます。

議長
(長谷部衡平会長)

一般的に調整区域でも下水道が設置されているところは多い。私の地元でも畑の真ん中にも下水道が設置されていたりする。現にあるのは事実だ。

橋本 泉 委員

調整区域は一般には合併浄化槽や農村下水道がある。

事務局

橋本委員さんからの下水道に関するご質問につきまして是我々も専門では無く、この場では正確にお答えしかねますので、次回までに皆様方にお答えしたいかと存じます。

清宮恵理子委員

第2項ですが申請地と申請地に挟まれている農地所有者の方は、本件について了承されているのでしょうか。

事務局

隣接地に農地がある場合には、事業計画書の中で説明の経緯を申述させることとなっております。本案件につきましても、隣接土地所有者の方は転用に係るご説明を聞いてくださった、とのことですよ。

議長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手全員 ———

議長
(長谷部衡平会長)

賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

議長
(長谷部衡平会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第2班班長
(竹下洋一委員)

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

議案書の10ページと11ページをご覧ください。

第1項と第2項は隣接で類似の案件のため、併せて説明いたします。

資料21ページから24ページの位置図、公図及び土地利用計画図を御覧ください。

本件は、第1項が千葉県八千代市に在住の方、第2項が東京都町田市に在住の方が、平成30年2月19日までの許可を受け、それぞれが若葉区中野町の畑1筆において設置面積377.04平方メートル、農地接地面積0.32平方メートル、出力48.5キロワットの営農型太陽光発電設備を設置しているものを、平成33年2月19日までの3年間延長して使用したい、というものです。

今後の営農計画としては、引き続きダイカンドラの栽培を実施予定とのことです。

なお、昨年度の「営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況報告書」によると、農地面積に対して、第1項は91パーセント、第2項は79パーセントの収穫を得ています。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本 泉 委員

第2項ですが、昨年の収穫が79パーセントとのことです
が、本来は80パーセントを下回ってはいけないとの規定があるはずですが、これでよろしいでしょうか。

事務局

ダイカンドラはグラウンドカバー植物でございまして、面積割で計算しております。周辺で同じ作目の収穫量を把握しておりませんので、面積に対して79パーセントということですので、現在のところは見守ってまいりたい、というところ

	ろです。
齋藤 憲次 委員	太陽光発電の出力48.5キロワットですが、これは計画の出力ですか、それとも結果の出力でしょうか。
事務局	計画出力でございまして、太陽光発電につきましては、太陽光パネルの出力では無く、パワーモジュールの出力によって表記される。設備認定上は48.5キロワットとして提出されております。
清宮恵理子委員	ダイカンドラは誰が栽培しているのでしょうか。
事務局	農地法5条申請ですので、耕作者と営農型太陽光発電の権利者は別となっております。所有者とは別に農地法3条許可により別の方が、賃借により耕作しております。
事務局	営農型太陽光発電につきましては、今後注目を集める事業だと考えております。近いうちに委員の皆様にご説明する機会を持ちたいと思っております。テレビをご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、最近、小泉純一郎前総理が原発ゼロをうたっております、その代替エネルギーの代表として営農型太陽光発電を説明いたしました。 今後更に注目をされる事業だと思いますので、次回以降に情報提供してまいりたいと思います。
橋本 泉 委員	営農型太陽光が私の地元に3基ほどあります。営農型太陽光発電は、農用地や1種農地でも転用許可ができる。優良な田や畑の中に設置され、景観上異様な光景となっている。 また、住宅が近接するところに設置された場合、地元説明がなされているか、私も聞いて歩きましたがほとんどなされていない。 これは農業委員会の案件で無く、環境局の案件だと思います。

すが、やむを得ず説明ができないならばマンションを建てる場合のように、計画概要書を掲示して周辺住民に周知する必要性があるのではないのでしょうか。これはお願いですが、農業委員会から環境局へ要望してもらいたいと思います。

事 務 局

太陽光発電について、いわゆる許可権限は現在どこもない形になっております。しかしながら、たとえば大津市、高崎市では条例を制定して、しっかりとした許可基準を作成し、許可制にしようとしている。全国的にこういった動きが活発化してくると思いますので、千葉市としても環境局を中心とした動きがありましたら、委員の皆さんに情報提供してまいりたいと思います。

清宮 恵理子委員

一時転用を更新するということですが、おそらくこのまま更新を繰り返していくと思いますが、それでも一時転用として取り扱うのでしょうか。

事 務 局

恒久型太陽光発電であれば、農用地や1種農地など優良な農地として守っていかななくてはならない農地では転用ができないということになっている。しかしながら、他の省庁では、農林水産省とは別の考え方も持っているようで、産業化していこうという動きもある。優良な農地でも転用許可できるようにするため、一時転用という制度を使われている。これを3年ごとに更新することにより、結果的に恒久的な転用と同じような形となる。

事 務 局

補足いたします。恒久的な転用との違いは、最後に農地に戻るか否かということであります。20年後には農地に戻る前提に一時転用の最長期間が3年ですので、3年ごとに違反が無いかどうか点検しながら継続していく、そういった趣旨ではないかと思います。

秋庭 重樹委員

営農型太陽光発電への一時転用期間は20年間が上限なのでしょうか。

事務局

太陽光による再生可能エネルギーの固定買い取り期間が20年間とされております。まだ制度開始から20年経過していない状況であります。また太陽光パネルの耐用年数が概ね20年であることや、その時代のエネルギー政策等により新たな政策の見直される可能性はございますが、今の時点では20年が上限であると思います。

秋庭 重樹委員

ただいまの事務局の説明によると、3年ごとに更新手続きを要するとのことですが、業者から見れば3年では採算が取れない。これは法律上やむを得ないことなのでしょうか。

事務局

まさにその通りでございまして、恒久転用ができれば更新手続きは要さないのですが、優良な農地を守っていこうという立場からすれば、営農型太陽光発電につきましては更新手続きを要するということになります。

秋庭 重樹委員

何故3年なのか。5年、7年というわけにはいかないのか。おかしくは無いと思うが。

事務局

営農型太陽光発電は一時転用として許可をしている以上、その期間は3年間でございます。

齋藤 憲次委員

電力の買い取り価格は下落しているが、それでも20年で採算が取れるのでしょうか。

事務局

平成21年に買い取り制度が開始した当初は1キロワット当たり40円だったのが、現在はその半分の20円近くとなっております。ただ、太陽光発電パネルは中国製が多く価

議 長
(長谷部衡平会長)

格がずいぶん下がってきております。買取価格の下落は投資額
の下落に比例した額が設定されているはずですので、たと
え買取価格が下落しても 20 年で採算が取れるように設定
されていると思います。

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第 2 班班長の説明のとおり、許可することに賛成
の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手全員 ———

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第 5 号は、許可と決定い
たします。

次に、議案第 6 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明
願について」を上程いたします。

事前審査第 2 班班長、ご説明願います。

事前審査第 2 班班長
(竹下洋一委員)

ご説明いたします。

議案書の 12 ページをご覧ください。

第 1 項です。

花見川区検見川町在住の農業相続人が、父親が所有してい
た、畑 7 筆のうち生産緑地である畑 3 筆、合計面積 2,402 m²
について、相続税の納税猶予の適用を受けようというもの
です。

これらの農地について、12 月 19 日に、笠川農地利用最
適化推進委員が現地調査を行い、「申請農地はすべて自ら耕
作の用に供している」ことを確認していただきました。

事前審査第 2 班といたしましては、特に問題ないものと判
断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定
いたしました。

以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第 2 班班長からの説明について、質
問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

—— 質問・意見等無し ——

議 長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手全員 ——

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班班長
(竹下洋一委員)

議案書の13ページをご覧ください。
第1項です。

花見川区検見川町在住の方が所有しております、同区花園町の畑1筆、合計面積6,000平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、12月26日の現地調査により、笠川農地利用最適化推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

—— 質問・意見等無し ——

議 長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手全員 ——

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。

次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班班長
(竹下洋一委員)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、四街道市鷹の台在住の農家の方の所有する、若葉区更科町の田1筆、面積960㎡を同区大井戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は9万6千円です。

続いて第2項から第4項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

若葉区上泉町在住の方、他2名の所有する、同町の畑3筆、合計面積5,314㎡を同区中田町所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、対価は第2項が406万8千6百円。第3項が659万7千5百円。第4項が540万8千7百円です。

続いて第5項及び第6項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、緑区平川町在住の農家の方の所有

議長
(長谷部衡平会長)

議長

議長
(長谷部衡平会長)

議長

する同町の畑1筆、面積7,906㎡を賃借にて借り上げ、同区おゆみ野中央在住の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

続いて、第7項は、若葉区下泉町在住の農家の方が、稲毛区稲毛台町在住の農家の方の所有する若葉区上泉町及び下泉町の畑12筆、合計面積5,436.61㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第8項は、緑区高田町在住の農家の方が、同町在住の農家の方の所有する同町の田3筆、合計面積4,308㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は5年です。

第1項から第8項までの合計面積は23,924.61㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

—— 質問・意見等無し ——

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

—— 挙手全員 ——

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第 8 号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第 1 号から第 7 号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の 19 ページをご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の 22 ページまでに 7 件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 23 ページをご覧ください。

報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の 24 ページまでに 11 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 25 ページをご覧ください。

報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の 29 ページまでに 32 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

なお、第 28 項において地積が「658 m²の内 670.66 m²」との記載があり一部転用面積の方が大きくなっておりますが、これは公簿上の面積のうち、実測を行った結果、転用面積の方が大きくなったものです。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地の賃貸借につき合意解約した旨の通知の受理で、4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、15件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、3件ございました。転用許可申請に対して、農業委員会総会で許可と決定した案件について、法の規定に基づき、千葉県農業会議への意見を求めたものです。

内容につきましては、12月の総会で審議されたもので、12月15日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書33ページをご覧ください。

報告第7号「賃借料情報の提供について」です。

本件は、農地法第52条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、情報提供しているものです。

具体的には、昨年平成29年1月1日から12月31日までの1年間に、農地法第3条の許可や農用地利用集積計画の公告が行われたデータなどにより、田・畑別、そして行政区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。

農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより3月号や農業委員会のホームページなどにより、周知を図って

参ります。

なお、中央区、稲毛区の田及び畑につきましては、昨年の事例がない又は少ないため、表示しておりません。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等無し ———

議 長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成29年度第9回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前12時10分)